

沖ノ鳥島工事事故報告（第28報）

記者発表資料

1. 本日（4月8日）の捜索等について

平成26年3月30日に発生した沖ノ鳥島における栈橋本体の引出し作業中の転覆事故について、行方不明者2名の捜索を本日6時00分から船舶により行いましたが、発見に至らず、本日17時00分をもって、一旦終了しました。

明日（4月9日）は、6時00分より、ヘリコプター、船舶による行方不明者2名の捜索を再開します。

2. 第1回沖ノ鳥島港湾工事事故原因究明・再発防止検討委員会の議事概要について

本日、委員会終了後の18時00分より議事の概略を報告しました。

なお、配布資料は以下のとおりです。

- ・ 第1回 沖ノ鳥島港湾工事事故原因究明・再発防止検討委員会 議事概要

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、横浜海事記者クラブ
東京都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ

※本資料は関東地方整備局HPにも掲載されております。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/index00000003.html>

問い合わせ先

所属 国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部
担当 阿部（あべ）、小笠原（おがさわら）
電話：045-211-7422
FAX：045-211-0204

第1回 沖ノ鳥島港湾工事事故原因究明・再発防止検討委員会

議事概要

1. 日時

平成26年4月8日（火） 13：30～17：30

2. 出席者

<委員>

間瀬肇委員長、依田照彦委員長代理、鈴木英之委員、高橋重雄委員、
小泉哲也委員

3. 議題

- (1) 規約の確認
- (2) 委員会の位置づけ
- (3) 事業の位置づけと概要
- (4) 事故状況について
- (5) 施工計画のレビュー
- (6) 設計のレビュー
- (7) 事故原因究明に向けた今後の進め方

4. 議事概要

- ・「沖ノ鳥島港湾工事事故原因究明・再発防止検討委員会」規約(案)（別添1）が了承された。
- ・間瀬委員が委員長に就任し、依田委員が委員長代理に就任した。
- ・委員会の位置づけについて、別添2により事務局から説明後、了承された。
- ・沖ノ鳥島港湾工事の「事業の位置づけと概要」及び「事故の状況」について、別添3により事務局から説明後、質疑を行った。
- ・「施工計画のレビュー」、「設計のレビュー」、「事故原因究明に向けた今後の進め方」について、事務局等より説明後、質疑を行った。
- ・2～3ヶ月後を目途に中間とりまとめを行うことが了承された。
- ・各委員から頂いた意見について、次回委員会までに事務局で整理することとなった。

沖ノ鳥島港湾工事事故原因究明・再発防止検討委員会

第1回委員会

平成26年4月8日（火）

13:30～17:30

開催場所：弘済会館

議 事 次 第

1. 主催者挨拶
2. 委員長挨拶
3. 議事
 - (1) 規約の確認
 - (2) 委員会の位置づけ
 - (3) 事業の位置づけと概要
 - (4) 事故状況について
 - (5) 施工計画のレビュー
 - (6) 設計のレビュー
 - (7) 事故原因究明に向けた今後の進め方
4. その他
5. 閉会

「沖ノ鳥島港湾工事事故原因究明・再発防止検討委員会」

委員名簿

委員長	<small>ま せ</small> 間瀬	<small>はじめ</small> 肇	京都大学防災研究所沿岸防災分野 教授（海岸防災工学）
委員	<small>すずき</small> 鈴木	<small>ひでゆき</small> 英之	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授（造船工学）
	<small>よ だ</small> 依田	<small>てるひこ</small> 照彦	早稲田大学大学院創造理工学研究科 教授（構造工学）
	<small>たかはし</small> 高橋	<small>しげお</small> 重雄	(独)港湾空港技術研究所理事長（海岸工学）
	<small>こいずみ</small> 小泉	<small>てつや</small> 哲也	国土技術政策総合研究所港湾研究部長（港湾設計、海象）

（敬称略 順不同）

事務局 国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部

「沖ノ鳥島港湾工事事故原因究明・再発防止検討委員会」規約（案）

（名称）

第1条 本委員会は、沖ノ鳥島港湾工事事故原因究明・再発防止検討委員会（以下「委員会」という。）という。

（目的）

第2条 委員会は、平成26年3月30日に発生した沖ノ鳥島における栈橋本体の転覆事故について、設計及び施工方法等の状況把握を行い、事故原因の究明及び再発防止に向けた技術的検討を行うことを目的とする。

（検討内容）

第3条 委員会においては、沖ノ鳥島港湾工事に関して以下に掲げる事項について検討を行う。

- （1）事故発生時の状況把握
- （2）設計及び施工計画のレビュー
- （3）事故原因の検討
- （4）再発防止策の検討
- （5）その他目的に必要な事項の検討

（委員）

第4条 委員会の委員は、別表のとおりとする。

（委員長）

第5条 別表のとおり、委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は委員会の議長となり、議事の進行にあたる。
- 3 委員長がやむ得ない理由により出席できない場合は、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（事務局）

第6条 委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局港湾空港部とする。

（委員会の招集）

第7条 委員会の招集は、委員長が行う他、委員長の了承を得て事務局が招集を行うことができることとする。

(関係者からの意見聴取)

第8条 委員長が必要と認めるときは、関係者を呼び意見を聞くことができる。

(議事の公開)

第9条 会議の議事については、非公開で行う。ただし、議事概要について、事務局は委員長の確認を得たのち会議後速やかにホームページで公開する。また、議事録については、一定の期間が経過した後公表する。

(守秘義務)

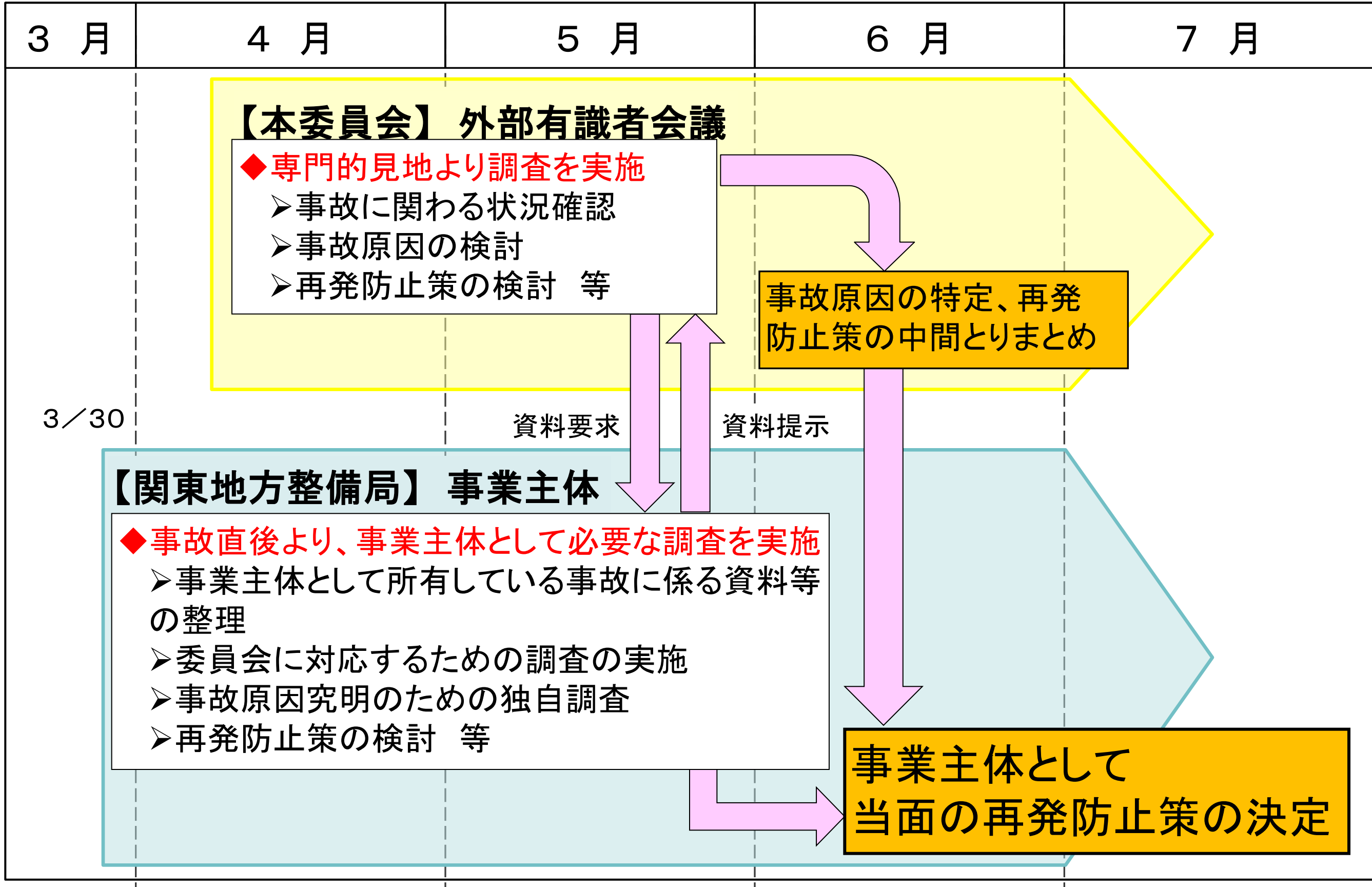
第10条 委員会委員は、委員会を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附則 この規約は、平成26年4月8日から施行する。

(別表)

委員長	京都大学防災研究所 教授	間瀬 肇
委員	東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授	鈴木 英之
委員	早稲田大学大学院創造理工学研究科 教授	依田 照彦
委員	(独)港湾空港技術研究所 理事長	高橋 重雄
委員	国土技術政策総合研究所 港湾研究部長	小泉 哲也

(順不同、敬称略)



「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」が平成22年6月に施行。本法において、遠隔に位置する離島に船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾の施設（特定離島港湾施設）の建設、改良及び管理は国土交通大臣が行うこととされている。

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」に基づく基本計画が平成22年7月に閣議決定。（平成23年5月一部変更）

本計画に基づき、本土から遠く離れた遠隔離島（南鳥島、沖ノ鳥島）において、**排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動の拠点**として、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる**特定離島港湾施設**を整備する。

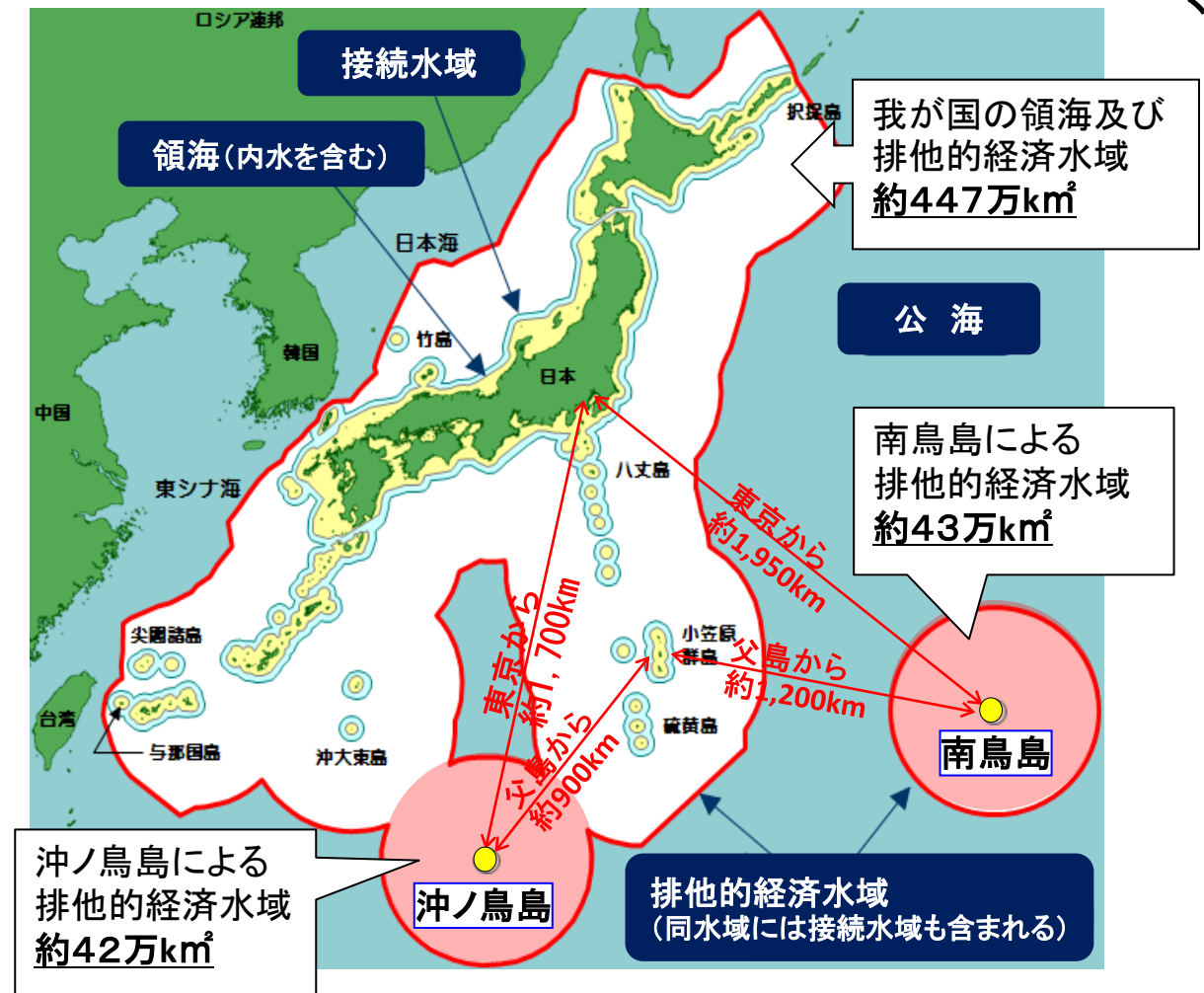
○特定離島港湾施設整備事業

南鳥島

- ・ 事業期間：平成22～27年度
- ・ 総事業費：250億円
- ・ 事業内容：岸壁（延長160m・水深8m）
泊地（水深8m）等

沖ノ鳥島

- ・ 事業期間：平成23～28年度
- ・ 総事業費：750億円
- ・ 事業内容：岸壁（延長160m・水深8m）
泊地（水深8m）
臨港道路 等

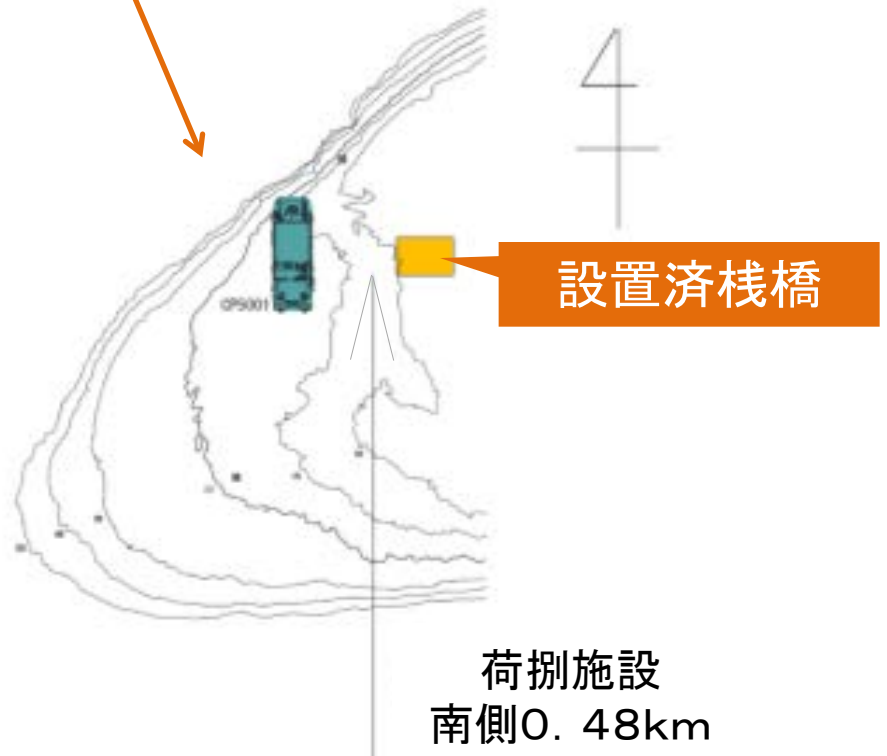
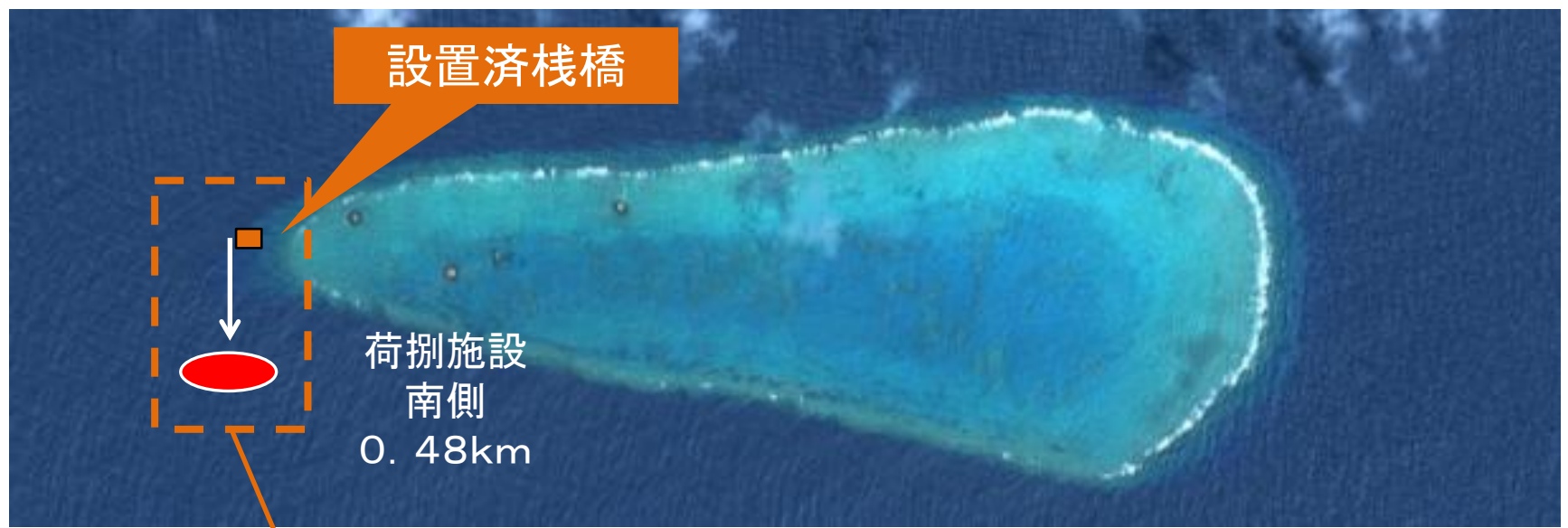


【沖ノ鳥島】

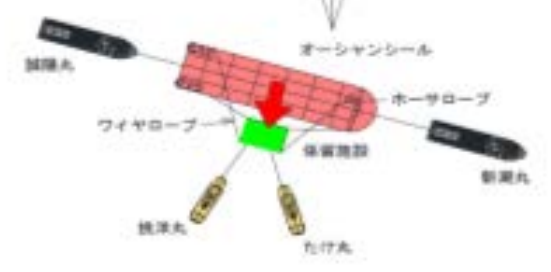


【南鳥島】

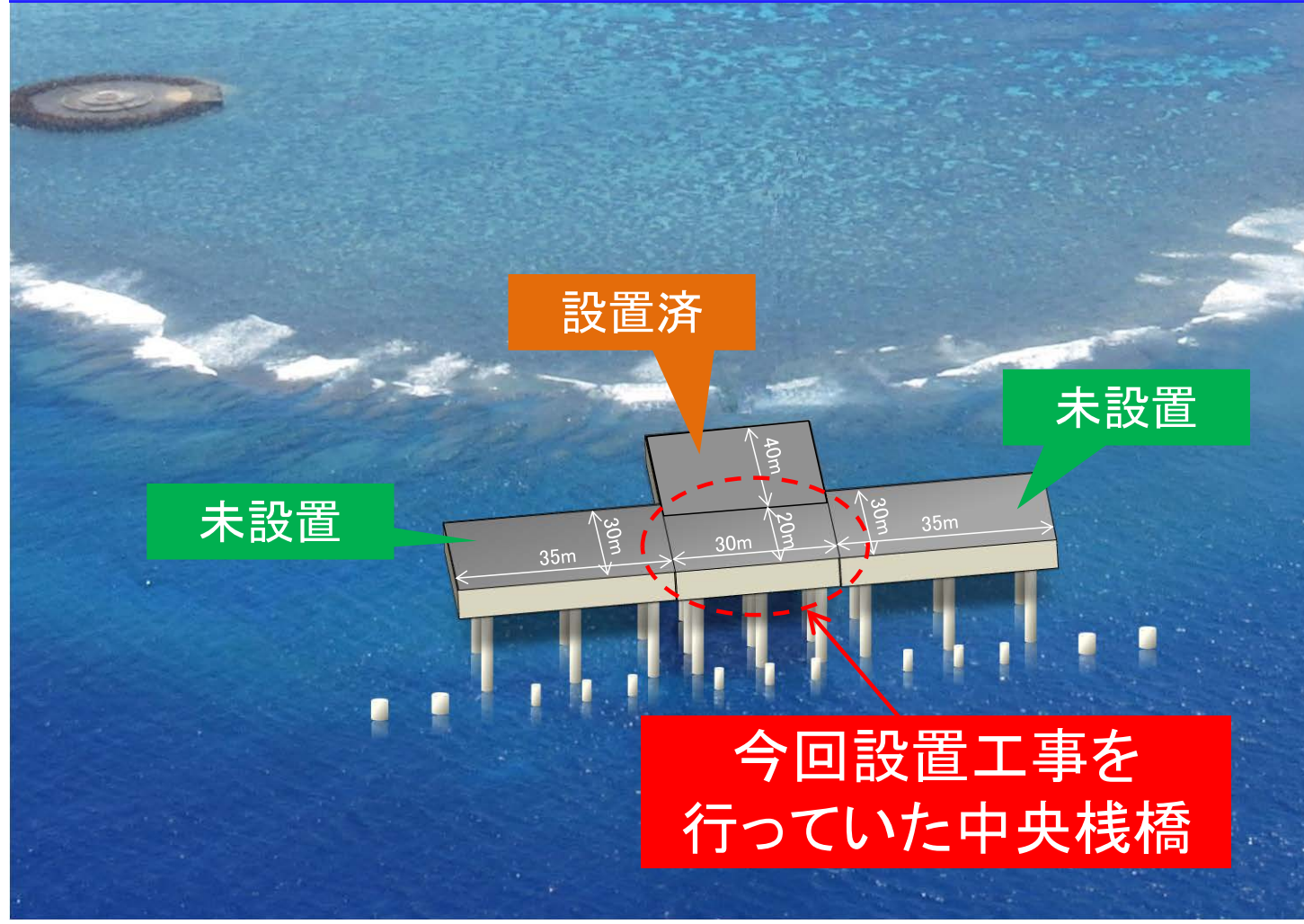
事故発生箇所



事故発生箇所

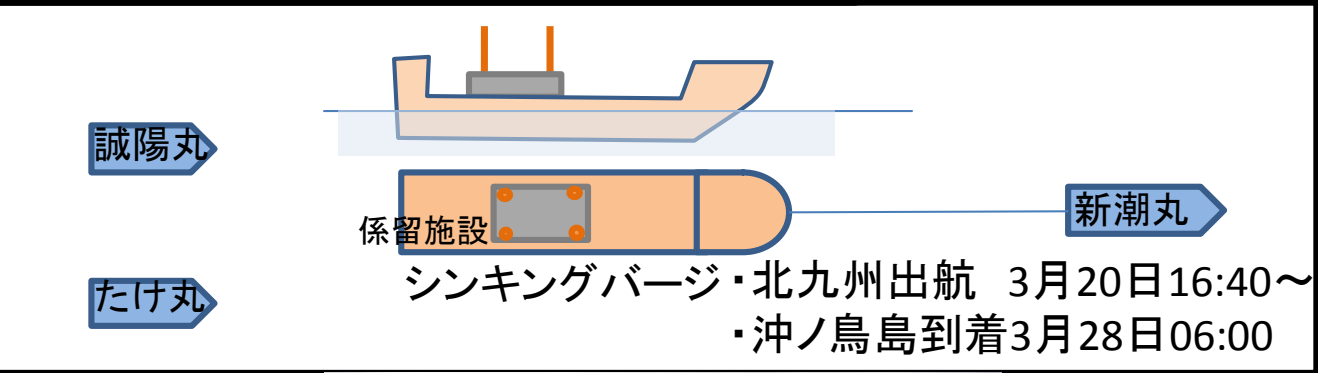


特定離島港湾施設（沖ノ鳥島）完成イメージ

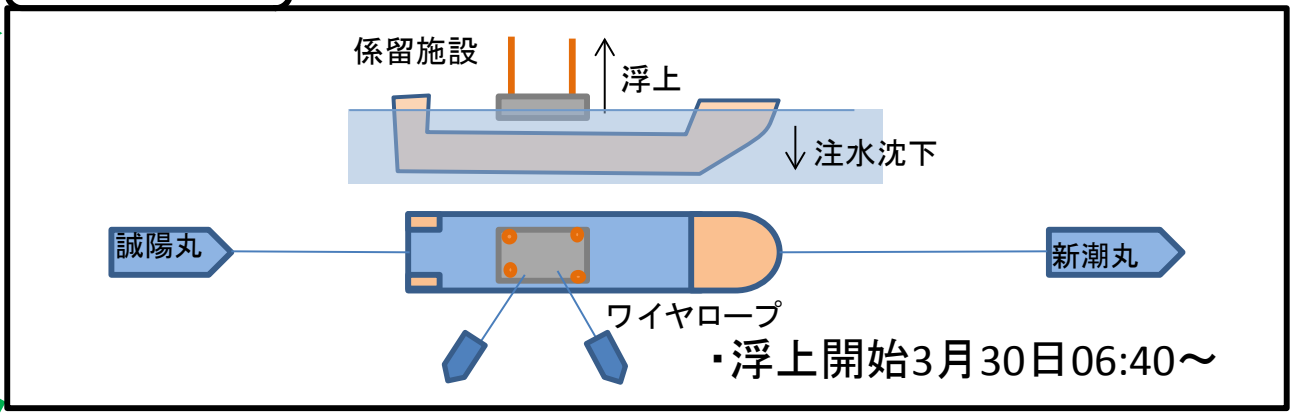


事故までの流れ

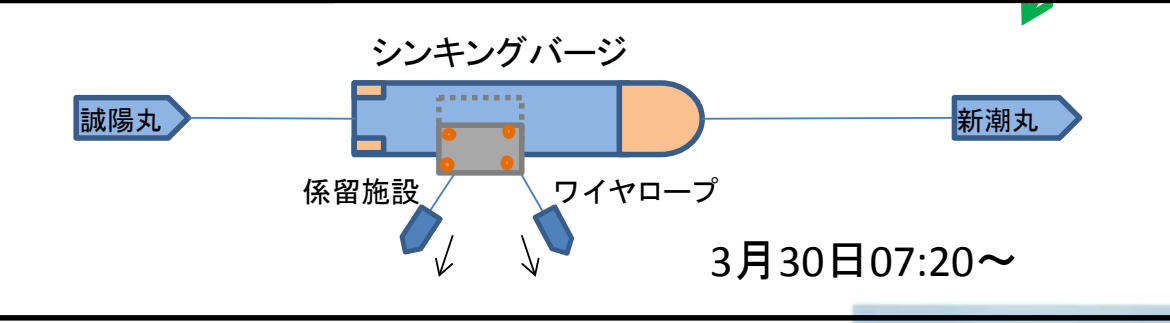
中央棧橋海上運搬(北九州市若松から運搬)



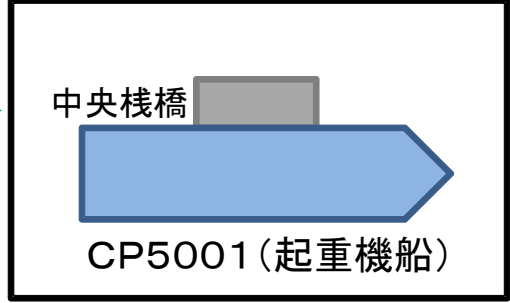
中央棧橋浮上



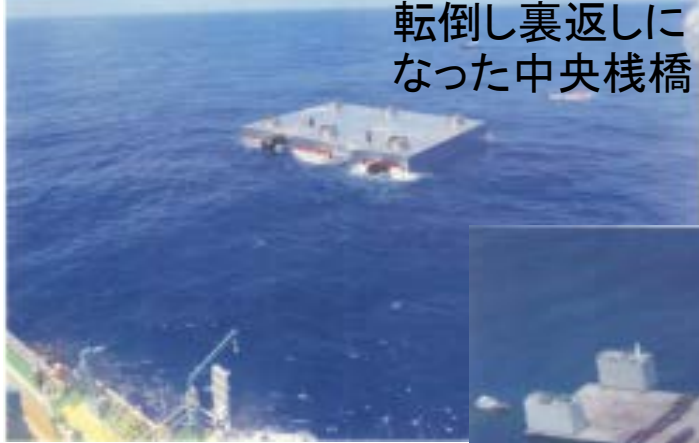
中央棧橋引出し



転覆: 3月30日07:30



起重機船に転倒した中央棧橋を横付けしている状況



中央棧橋を引いた後のシンキングバージ

